

令和3年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出 その2）

合計3件（条例議案2件・人事議案1件）

《条例議案》

議案第76号 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例ほか13条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
 - (1) 高齢者虐待防止の推進
 - ・ 養護老人ホーム等は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととするもの。
 - (2) 感染症対策の強化
 - ・ 養護老人ホーム等において、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること等とするもの。
 - (3) 業務継続に向けた取組の強化
 - ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものとするもの。
 - (4) ハラスメント対策の強化
 - ・ 養護老人ホーム等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動等により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととするもの。
 - (5) 記録の保存等に係る見直し
 - ・ 養護老人ホーム等は、諸記録の保存・交付等について、これまでの書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするもの。
 - (6) その他所要の改正
 - ・ (1)から(5)に定める基準のほか、養護老人ホームの設備及び運営の基準等について、省令で定める基準と同様の基準を定めるものとするもの。
- 2 さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - (1) 管理者要件の見直し
 - ・ 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができることとするもの。
 - (2) ケアプランの妥当性の検討等
 - ・ 介護支援専門員は、その勤務する居宅介護支援事業所で作成されたケアプランに厚生労働大臣が定める基準以上の割合の訪問介護等を位置付けられている場合で市から

の求めがあったときは、その妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、市に届け出なければならないこととするもの。

3 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

- ・ 管理者要件に係る経過措置の延長
- ・ 令和3年3月31日において主任介護支援専門員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所については、令和9年3月31日までの間、当該管理者が管理者である限り、介護支援専門員を管理者とすることができることとするもの。

(施行期日) 令和3年4月1日(2(2)については同年10月1日、3については公布の日)

議案第77号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害支援課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例ほか10条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 虐待防止対策の強化

- ・ 利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないこととするもの。

2 感染症対策の強化

- ・ 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付けるものとするもの。

3 業務継続に向けた取組の強化

- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものとするもの。

4 非常災害対策の強化

- ・ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするもの。

5 ハラスメント対策の強化

- ・ 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を求めるものとするもの。

6 重要事項の備置きに関する規定の追加

- ・ 利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とするものとするもの。

7 その他所要の改正

- ・ 1から6に定める基準のほか、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について、省令で定める基準と同様の基準を定めるものとするもの。

8 従業者要件の見直し

- ・ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）における児童発達支援、基準該当児童発達支援、放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスについて、従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除するものとするもの。また、医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとするもの。

9 児童指導員及び保育士の総数の見直し

- ・ 主として知的障害のある児童又は盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とするもの。

10 一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例等の延長

- ・ 一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例及び一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、「令和3年3月31日」から「令和4年3月31日」に延長するもの。

（施行期日） 令和3年4月1日（10については公布の日）

《人事議案》

議案第78号 副市長の選任について

（所管課所・総務局総務部総務課）

副市長に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
小川 博之	新任